

那覇空港地上業務省人化等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、物価高騰等の影響を受けた空港関連事業者に対し、地上支援業務等の省人化・省力化を支援するとともに、空港利用者の公共交通利用を促進するため、予算の範囲内で那覇空港地上業務省人化等支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することとし、補助金の交付は、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号。以下「規則」という。）及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金交付要綱（令和5年12月21日総行政第327号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助の対象となる事業者)

第2条 補助金の交付の対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる事業者とする。

- (1) 那覇空港においてグランドハンドリング業務を行うもの
- (2) 那覇空港において空港を管理する事業を行うものとして指定されているもの
- (3) その他沖縄県知事（以下「知事」という。）が必要と認めるもの

(補助対象経費等)

第3条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助の対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）及び補助率は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）を知事が別に定める日までに提出しなければならない。

2 前項の補助金交付申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 積算内訳書
- (3) その他知事が必要と認める書類

(交付決定)

第5条 知事は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、適当であると認めたときは、速やかに補助金の交付決定を行い、申請者に通知するものとする。

(申請の取り下げ)

第6条 補助事業者は、前条の規定による交付決定通知を受けた後、この補助金の申

請を取り下げようとするときには、交付決定の通知を受けた日から起算して 20 日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(変更申請)

第 7 条 補助事業者は、第 5 条の交付決定を受けた補助事業の内容又は経費の配分を変更（軽微な変更を除く。）しようとするときは、事業変更承認申請書（様式第 2 号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項に規定する軽微な変更は、次の各号に掲げる変更とする。

(1) 補助事業の内容の変更で、補助事業の目的に変更をもたらすものでない細部の変更

(2) 補助対象経費の区分毎に配分した額の増額で、補助対象経費の区分間の流用であって、かつ、各配分額のいずれか低い額の 20 パーセント未満の変更

3 知事は、前項の申請があった場合は、第 5 条の規定を準用し、変更交付決定を行うものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第 8 条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、事業中止（廃止）承認申請書（様式第 3 号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(実施状況報告)

第 9 条 補助事業者は、規則第 10 条に基づき、補助事業の実施状況に関して知事が報告を求めたときは、書面（任意様式）により知事へ報告しなければならない。

(実績報告)

第 10 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して 20 日を経過した日または令和 7 年 2 月 20 日までのいずれか早い日までに実績報告書（様式第 4 号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 事業実績報告書

(2) 支出内訳書

(3) 補助対象経費の支払い実績が確認できる書類

(4) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第 11 条 知事は、実績報告を受けたときは、当該報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めたとき

は、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払い)

第 12 条 知事は、補助事業者から適正な請求書を受理した日から 30 日以内に補助金を支払うものとする。

2 知事は、必要と認める場合は、補助金の交付決定の後に、補助事業の進捗を勘案の上、補助金を概算払いできるものとする。

3 補助事業者は、前 2 項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、補助金請求書(様式第 5 号)を知事に提出しなければならない。

(交付決定及び額の確定の取消し等)

第 13 条 知事は、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付決定及び額の確定の全部又は一部を取消することができるものとする。

(1) 補助事業者が、規則もしくはこの要綱又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合

(4) 交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第 1 項第 4 号に規定する場合を除き、当該取消しに係る部分に対して既に交付されていた補助金に対して、その命令に係る補助金の受領の日から当該返還命令がなされた日までの期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 知事は、第 1 項の場合において、やむを得ない事情があると認めたときは、加算金の全部又は一部を免除することができる。

5 第 1 項から前項までの規定は、補助事業について交付すべき補助金の額を確定した後においても適用があるものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還)

第 14 条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額があった場合には、速やかに消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書(様式第 6 号)により知事に報告しなければならない。なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

(補助金の経理)

第 15 条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、補助事業の実施に関し必要な事項は知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 5 年 12 月 28 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき、同日までに交付を決定した補助金については、同日後もなおその効力を有する。

別表

補助対象事業者	補助対象期間	補助対象経費	補助率
(1) 那覇空港においてグランドハンドリング業務を行う事業者	令和5年12月から令和7年2月まで	(1) グランドハンドリング業務の省人化・省力化に資する設備等の導入に要する経費及びその導入に際して必要となる関連経費 ・委託料、工事請負費、備品購入費 (2) その他知事が必要と認める経費	1 / 4
(2) 那覇空港において空港を管理する事業を行うものとして指定されているもの (3) その他知事が必要と認めるもの		(1) 空港内セキュリティシステムの設備等の導入に要する経費及びその導入に際して必要となる関連経費 ・委託料、工事請負費、備品購入費 (2) その他知事が必要と認める経費 (1) 那覇空港の公共交通利用促進や混雑解消に係る設備等の導入に要する経費及びその導入に際して必要となる関連経費 ・委託料、工事請負費、備品購入費 (2) その他知事が必要と認める経費	3 / 4

※消費税及び地方消費税を除く。

※算定した額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

※補助対象額については、予算の範囲内において交付する。

様式第1号（第4条関係）

第 号
令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

所在地
申請者名称
代表者名

補助金交付申請書

那覇空港地上業務省人化等支援事業補助金交付要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり、補助金の交付を申請します。

記

1 補助申請額

円

事業計画額	うち自己負担	うち県補助金	うちその他
円	円	円	円

2 補助事業の概要

3 完了予定年月日 令和 年 月 日

4 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 積算内訳書
- (3) その他知事が必要と認める書類
積算内訳の金額が分かる資料等

5 口座情報

支払方法	
預金種別	
金融機関名	
店番	
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

様式第2号（第7条関係）

第 号
令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

所在地
申請者名称
代表者名

事業変更承認申請書

令和 年 月 日付け沖縄県指令文第 号で交付決定のあった補助事業について、那覇空港地上業務省人化等支援事業補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり変更したいので申請します。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由
- 3 添付資料（参考となるべき資料）

様式第3号（第8条関係）

第 号
令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

所在地
申請者名称
代表者名

事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け沖縄県指令文第 号で交付決定のあった補助事業について、那覇空港地上業務省人化等支援事業補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき、下記の理由により（中止・廃止）したいので申請します。

記

- 1 中止・廃止の理由
- 2 中止の期間（廃止の時期）
- 3 添付資料（参考となるべき資料）

様式第4号（第10条関係）

第 年 月 日
令和

沖縄県知事 殿

所在地
申請者名称
代表者名

実績報告書

令和 年 月 日付け沖縄県指令文第 号で交付決定のあった補助事業について、那覇空港地上業務省人化等支援事業補助金交付要綱第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金請求予定額

円

事業実績額	うち自己負担	うち県補助金	うちその他
円	円	円	円

2 交付決定額

円

3 補助対象期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

4 添付書類

- (1) 事業実績報告書
- (2) 支出内訳書
- (3) 補助対象経費の支払い実績が確認できる書類（領収書等）
- (4) その知事が必要と認める書類

沖縄県知事 殿

所在地
申請者名称
代表者名 印

補助金（概算払・精算払）請求書

令和 年 月 日付け沖縄県指令文第 号で交付決定のあった補助事業について、那覇空港地上業務省人化等支援事業補助金交付要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 補助金（概算払・精算払）請求額 円

2 内訳

(1) 交付決定額又は確定額	円
(2) 交付済額	円
(3) 今回請求額	円
(4) 差引残額	円
(5) 備考	

3 振込先

口座振替依頼	
金融機関の名称	銀行 支店
貯金の種類	普通 当座
口座番号	
口座名義	

様式第6号（第14条関係）

第 号
令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

所在地
申請者名称
代表者名

令和 年度消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書

那覇空港地上業務省人化等支援事業補助金交付要綱第14条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金額（交付要綱第11条による額の確定額）
円
- 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
円
- 3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
円
- 4 補助金返還相当額（3－2）
円

（注）別紙として確定申告書等を添付すること。